

精神障害者の交通運賃割引に関する意見書

障害者に対する交通運賃割引は、身体障害者については昭和 25 年から、身体内部障害者は平成 2 年から、知的障害者は平成 3 年から実施されている。これらの運賃割引を実施している交通機関等事業種は現在、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシーのほか高速道路にも及んでいる。

しかし精神障害者については、平成 9 年から平成 10 年当時、精神障害者家族の全国団体が JR 運賃の割引を求めて大規模な署名運動を実施したが、割引は実施されず、以後一部のバス、民間鉄道事業者が割引を行うようになったものの、精神障害者が除外されている状態は基本的には変わっていない。

近年、障害者関係の法制は集中的に整備され、とりわけ平成 26 年 1 月に政府が批准した障害者の権利に関する条約では、第 20 条で「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と明記し、第 4 条で「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適切な措置をとること」、「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」とされている。

この規定によれば、交通機関事業者が運賃の障害者割引制度から精神障害者だけを除外することは、明らかに条約に反する行為であり、このような状態に対する是正指導は政府・行政の責任でもある。

よって、精神障害者に、身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引が適用されるよう、指導・勧告等の措置を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 3 月 24 日

静岡県島田市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

殿